

令和7年8月1日から特別療養費が適用開始されます

国民健康保険

▶特別療養費とは

特別な事情がなく、国民健康保険税を1年以上滞納している場合、特別療養費の支給対象になります。対象となった場合、医療機関等で受診する際は、窓口で医療費をいったん全額負担していただくことになります。支払った医療費は、後日、役場への申請により自己負担分(3割または2割)を除いた金額を払い戻します。

※18歳以下(18歳に達した日以降最初の3月31日まで)の方は除きます。

国民健康保険税に滞納のある方で完納ができない場合は、お早めに納税相談を受けられますようお願いいたします。

南関町では税金の納付忘れを防ぐため、口座振替を推奨しております。

振替をご希望の方は、振替開始を希望される1か月前までに対象の金融機関(熊本銀行・肥後銀行・玉名農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局))にて口座振替申込書のご提出をお願いします。

☎ 税務住民課 徴収係 ☎57-8549

休日在宅医(4月~5月6日)

期 日	医療機関名	地域	電話番号	期 日	医療機関名	地域	電話番号
4月6日㊤	本里内科医院	玉名市大倉	72-2352	5月3日㊤	大磯耳鼻咽喉科医院	玉名市亀甲	73-4133
	福本内科医院	玉名市岱明町鍋	57-2811		西山クリニック	長洲町清源寺	78-7811
	小田整形外科	天水町小天	82-4488		酒井医院	玉名市松木	71-0777
13日㊤	おやまだ耳鼻咽喉科クリニック	玉名市築地	71-0808	4日㊤	田辺クリニック	南関町上坂下	53-8211
	中野医院	玉名市天水町田見	82-3970		大塚医院	玉名市天水町小天	82-2005
	玉名泌尿器科クリニック	玉名市岩崎	74-3272		やざわ整形外科クリニック	玉名市松木	72-3000
20日㊤	ひらしま小児科医院	玉名市岩崎	73-5530	5日㊤	大林循環器科内科医院	玉名市築地	72-3866
	多田隈内科医院	長洲町宮野	78-3011		坂田内科医院	玉名市岱明町高道	66-8600
	岡本外科医院	玉名市亀甲	74-2277		ながすクリニック	長洲町長洲	78-0527
27日㊤	浦田医院	玉名市岩崎	74-2412	6日㊤	さかき診療所	南関町上長田	53-1125
	田宮二郎内科	長洲町長洲	78-2150		黒田クリニック内科・代謝内科	玉名市寺田	73-6688
	平山整形外科医院	玉名市立願寺	72-4000		玉名脳神経外科医院	玉名市岩崎	75-1511
29日㊤	前田小児科医院	玉名市立願寺	74-1333	○発熱時の医療機関の受診については、来院前に必ず電話連絡後受診するようお願いいたします。			
	大野内科クリニック	玉名市伊倉南方	72-3405	○診療時間は午前9時から午後5時です。変更は防災行政無線でお知らせします。			
	泌尿器科内科むらかみクリニック	玉名市繁根木	57-8615	○和水町への医療機関への電話は、市外局番(0968)が必要です。			

みんなで食品ロスを減らしましょう

～つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス～

先月号で「食品ロス」の状況について紹介しました。食品ロスは、もったいないというだけでなく、資源の無駄遣い、環境への負荷などを引き起こす社会問題となっています。今回は食品ロスを減らしていくための具体的な取り組みについてご紹介します。

県では、消費者等の行動変容につながる4つの行動を、食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進しています。

食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」

【行動1】 買い物時の「てまえどり」

■買ってからすぐに食べるものは、商品棚の「手前」から選ぶようにしましょう！
消費期限や賞味期限切れによる食品ロスを減らすことにつながります。

【行動2】 外食時の「食べきり運動」

■外食時も、食べきれぬ量を注文し、残さず食べるように心がけよう！
「30・10運動」会食や宴会時「最初の30分」「最後の10分」席に座って食事を楽しみましょう。

【行動3】 事業者参加の「フードドライブ」

■家庭に眠っている食品を支援団体などに提供しよう！
食品ロスを減らすだけでなく、提供された食材が支援を必要とする方々の役に立ちます。
(熊本県消費生活課ホームページ「食品ロス削減」)



【行動4】 消費者の意識を活かす「食品ロスチェック」

■自分はどうだろう？自宅の食品ロスをチェックしよう！
「いつ」「なにを」「どれくらい」「何の理由で」捨てたかチェックして見直しましょう。
(消費者庁ホームページ「家庭での食品ロスを減らそう」)



日本における食品ロス発生量は、国際連合世界食糧計画(WFP)による飢餓に苦しむ人々への食糧援助量約420万トン(令和2年実績)よりも多い量となっています。

☎ 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

シリーズ

＝消費生活相談＝ (今月のテーマ)

民法改正 貸借借契約 原状回復費用



(トッパ丸)
敷金の返還について法律が改正されたって聞いたよ。どのように変わったの？



(安しんざえ門)
民法改正がある前は「敷金が戻ってこない」など、敷金をめぐるトラブルが後を絶たなかったでござる！その為、敷金の定義、敷金の返還時期、返還の範囲についてルールが定められたのでござる。



(トッパ丸)
ルールが定められたんだね。これだけは知っておいたほうが良い事はある？



(安しんざえ門)
あるでござる。
①敷金とは、家賃の滞納などの債務の担保として借主から貸主に預ける金銭である。
②貸主は、貸借借契約が終了して賃貸物が返還された時点で、敷金を返還しなければいけない。
③貸主は、敷金から未払債務(未払いの家賃、損害賠償金、現状回復費用など)を差し引いて返還することができる。
④借主からは、未払債務を敷金から差し引くよう請求することはできない。
一番大事な事は、契約時に契約内容、退去時の原状回復費用の清算内容を確認する事でござる!!

☎ 南関町消費生活相談窓口 ☎57-8500 玉名市消費生活センター ☎75-1422